

## 不登校児童生徒の学習支援における eラーニングの活用に関する考察

Study in utilization of e-learning in educational support for children with school refusal

中 條 桂 子 南 野 奈 津 子  
CHUJO Keiko, MINAMINO Natsuko

### 要旨

本稿は、不登校児童生徒に、eラーニングが有効な学習支援システムとなるかについて考察したものである。文科省の調査を見ると、eラーニングを利用している不登校児童生徒はあまり多いとはいえない。そこで、「特区事業」においてeラーニングを活用した不登校児童生徒の支援を始め、現在も継続しているZ市の教育研究所職員に聞き取りを行なった。Z市において長期にわたり不登校児童生徒のeラーニング活用が継続している理由、またeラーニングの効果を把握することにより、eラーニングが不登校児童生徒へ有効な学習システムとなる可能性を考察し、現在以上の活用ができるための要素を探った。eラーニングは学習の場所や時間、学習内容を学習の主体となる子どもが自ら選べるというメリットがある一方で、始めるときの促し、学習を継続するためには、子どもを支える学習支援者が必要である。Z市では学習支援者を配置し、支援員は電子メールを利用した交流で「心のケア」と「学習のケア」をバランスよく行っていた。電子メールには学習内容以外のことが主に書かれることもあるが、ありのままを受け入れ交流を進めると、子どもに変化が現れてくる。さらに、支援目標を早期学校復帰とせず将来の自立にむけた長期的な展望をもって行くと、子どもたちは、学習に積極性を持つばかりでなく、人との関係性も再構築していった。結果、子どもを理解した学習支援者がいることで、eラーニングは不登校児童生徒の学習支援システムとなり得ると結論できた。

キーワード：不登校児童生徒 eラーニング (IT) 学習支援員 電子メール

## 1. はじめに

2017 (H29) 年度文部科学省 (以下文科省) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査 (以下問題行動調査)」<sup>1)</sup>によれば、不登校児童生徒の総数は14万人を超えた。文科省は、今までに様々な対応策を立てており、2003年からは不登校児童生徒に対するIT学習の活用も推進している。2005年からは、IT学習を行った場合に在籍校での出席扱いとする方針も打ち出された。しかし、利用者は2011年で最多の309人、2017年のデータでは149人とその数は多くない<sup>2)</sup>。

2016年には、不登校児童生徒の学習の機会を保障する目的で「教育機会確保法」<sup>3)</sup>が制定された。しかし、この法律は「オルタナティブな教育を学校教育法と平置する立法を求めてきた (内田 2017b : 85)」当事者や支援者の示していた方向とは異なり、「『登校圧力』と共に『学習圧力』 (内田 2027a : 46, b : 85)」を加えるという面もあり得るということから、さらに子どもたちを追い詰めるとの意見も出ている。

不登校となる子どもたちの状況を把握し「心のケア」を行う一方で、学校に行くことができない状況下で彼らが抱える、学習の遅れの不安を解消するためには「学習のケア」を無視することはできない。現状では、いわゆる一条校<sup>4)</sup>以外での修学が認められていないため、不登校になると子どもは学習権を奪われた状態となり、それは子どもにとって不利益であると考えられる。そして、eラーニングを「多様な学びの保障 (土岐 2017 : 122)」の一つとしてとらえ、不登校児童における学習権の保障に着目し、「『心のケア』『学習のケア』 (村瀬ほか1999 ; 村瀬ほか2000 ; 藤本ほか2004)」を手掛かりに、在宅学習が可能なeラーニングがいかにして不登校児童生徒の学習の機会を保障できるかを考察する。

なお、本稿における「eラーニング」の定義としては、非同期型のものであり、教育委員会が企業とともにシステム開発をし、学校や家庭での利用が可能で、不登校児童生徒へも活用がなされているシステムとする。また、「不登校児童生徒」とは文科省が示す「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者をはぶいたもの (文科省 : 不登校問題に関する調査研究協力者会議 2003)」に加え、自らの意思で学校に行かないことを選択した子どもたちも含むものとする。

## 2. 先行研究の整理

### 1) 不登校児童生徒への支援

#### (1) 不登校児童生徒の捉え方の変遷

不登校児童生徒への対策・支援を見直すうえで、文科省がどのように不登校児童生徒を捉えてきたかを確認しておく必要がある。斎藤 (2007) によれば、1950年代にJohnson, A. M. らにより提示された概念「学校恐怖症」が日本に紹介され、不登校の子どもたちは当初「学校恐怖症」と呼ばれた。ほどなく「登校拒否 (school refusal)」という新しい概念が導入され、学校を意識化した概念として広く受け入れられた。しかし、学校に行けない・行かない状態に陥る原因を追究することが中心となり、欧米同様にその要因を主に親子関係や子どもの人格特性に見いだそうとした。一方で、日本では比較

的早期に学校そのものに登校拒否発現の要因を見いだそうとしており、そのことは日本に特有な展開であった（斎藤2007）。海老島（2008）も、1987年の中学生のいじめ自殺事件を受けて、不登校は親や子どもの側の問題ではなく、学校という教育の問題であるとしている。そして、フリースクールやサポート校の奨励や適応指導教室の設置についても言及する中で、そもそも子どもの生活のゆとりの無さが不登校を増加させていると指摘している。

また、1992年は文科省が不登校児童生徒の捉え方を大きく転換をした年であるといわれる。文科省は、今まで個人や家庭の問題としてきた不登校の状態を「誰にでも起こり得る」とし、この年から「登校拒否」から「不登校」という表記に変えた<sup>5)</sup>。また、学校以外の学びの場を認め、適応指導教室の取り組み、学校以外の公的機関へ通うための通学定期の適応、相談の充実のためのカウンセラーの配置、「構造改革特別区域制度」における不登校児童生徒支援教育などが行われた（江澤2006）。

不登校を特別視しないまでも、学校に行かない、教室に入らないことから学習しない状況をつくってはいけない、義務教育の間だけは学習を保障しなければならない、という保護者の認識は強かった（鈴木ほか2005）。このような状況下で、山口は不登校を“悪”と据えて是が非でも学校に連れていくという考えは、やみくもに苦しみを大きくするだけで問題解決につながらず、子どもが成長する機会を逸してしまうという危険性も避けなければいけないと述べている（山口2010：122）。

子どもたちが自分たちに合った学びの場を選択できない状況が継続する中で、学びの保障について、村瀬らは教育相談という「心のケア」とともに、学習相談と学習支援という「学習のケア」が必要であるとして、「最終的な問題解決のかたちとして、教室での学習に戻れるような手立てが必要であると考え（村瀬ほか1999：72）」、「学習のケア」の通信ネットワークによる遠隔学習支援システム開発を提唱してきた。

## （2）対応策の変遷とeラーニング

1992年の「登校拒否（不登校）について」の報告以降は「学校に行かないことが必ずしも特別な事ではなくなり始める—中略—学校に行くのがあたり前という前提が疑問視され、学校の存在自体も鋭く問い直される（藤田 2015：45）」ようになった。しかし、一向に不登校児童生徒数は減少しなかった。不登校は誰にでも起こり得ることに反して、新たな課題として児童生徒自身の特性や虐待が言及され、不登校解決のための目標は単に学校への再登校を最終目的とするのではなく、子どもの将来的な社会自立を目指していくことが明記された（江澤2006）。支援においても、「学校復帰」ということに囚われすぎると本質を見誤りやすいため、「人や社会とのつながりを本人なりに広げ、持てる力を発揮できるようになる（山口 2010：125）」というように柔軟な枠組みでとらえて臨むことが提唱された。藤田は「不登校とは、人間の多様性を社会の側がどう受けるかを反映している」としながら、「不登校には、本人が意識するとしないとにかかわらず、自らの尊厳を守るという意味がある（2015：54）」と述べている。内田も同様に、不登校を「命の非常口（2017b：81）」として休むことの大切さを示しながら、いわゆる学校教育法一条校以外の学びの場を検討すべきであると訴え続けている。また、「不登校問題を児童生徒を受け入れる学校環境の問題としてとらえ、全校の教師が不登校問題を発生させない、あるいは深刻化させない取り組みを行うことが特に強調され（江澤2006：87）」、IT学習は不登校を出さないための「わかる授業」における活用でも主流になった。

一方で、正式な教育機関としてフリースクールが認められていない現状から生まれる、保護者への負担等を解消するため、「構造改革特別区域制度」(以下特区事業)を利用し、学校教育の枠組みの中でフリースクールの独自の理念を実現しようとする試みがなされた(王2013)。特区事業において不登校児童生徒支援にITを活用した自治体はいくつかある(工藤ほか2015;高井2006)。さらに2005年から自宅でのIT学習を適応指導教室等への通所と同様、在籍校への出席とみなすことが認められた。これは「就学義務の履行を前提とした義務教育の視点から見ると、まったく新しい発想ではある(江澤2006:90)」が、依然として在籍校への出席が重んじられる“出席扱い”の措置を裏返すと、様々な方法で在籍校の出席を計上することで、表面的に不登校数を減らし、「学校として不登校という状態をそのまま認知(同)」していることになる。一条校以外の自由な就学先が公的にみとめられていないことも含め、当事者である子どもの訴えに耳を傾けず、不登校児童生徒へのさらなる圧力をかけるような状況—「現在の学校を取り巻く環境—中略—を抜本的に変えなければ、不登校の子どもが減ることはない(内田2017b:80)」。

## 2) 教育現場でのeラーニング活用

### (1) eラーニング活用の歴史

一般的に情報通信技術(ITあるいはICT:Information Communication Technology)を利用した学習をeラーニングと呼ぶ。これは、「同時通信を行う同期型学習と同時通信を行わない非同期型学習に大別される(竹口2016:325)」。同期型はテレビ会議システムなどを使い、教室で行われる授業を異空間で学習し、その場で質問ができる利点がある。非同期型学習は「インターネットにより教材を配信する形態で、オンデマンド型と呼ばれることもある。学習者の都合の良い時間帯・場所で学習することができる(富永ほか2014:157)」一方で、「学習者の自己の計画に応じて学習場所や時間を定め、学習者自身のペースで学習を進めることになる(竹口2016:325)」。

eラーニングは2000年代初期、インターネット環境が整うと同時に、大容量のデータが扱える技術(ブロードバンド)が普及したことで注目された。そして、IT技術を教育に取り入れる試みが始まったが、教育への利用には時間がかかった。現在においても、今後どのように教育になじませていくかが課題であるとされている(神田2012)。ブロードバンドが普及した2005年以降の研究では、児童生徒に向けたeラーニングのコンテンツ開発や、システムに関する研究がなされている(堀田ほか2005;小林2006;安達ほか2007;桑川ほか2012;桑川ほか2013)。さらに、不登校児童生徒への応用についての研究や試みもなされてきた(荻宿2002;藤本ほか2004;高井2006;広瀬2010)。本研究において聞き取りを行った自治体でも、特区事業からIT学習(eラーニング)を不登校支援に取り入れ現在に至っている。文科省は、不登校は誰にでも起こり得るとしながらも、実際には、「不登校にある児童生徒は、抱える発達面の凸凹に由因する適応の困難さや、対人面での弱さによる同年代への適応のむずかしさが課題である場合が多い(澤ほか2018:182)」ともいわれ、学習支援に先立ち不登校児童生徒の特性等の理解(斎藤2007;海老島2008;本城2014)と、メンターを介しての心理的支援も必要となる(大原ほか2004;大原ほか2007;山下ほか2014)ことも指摘されている。だが、教育におけるIT活用の主流は「確かな学力」を身につけ、こどもたちの「わかる授業」を構築する取り組みとして、小中学校での授業実践に開発されていく(安達2007)。現在ではタブレットの貸与もあり、対

面式授業を補うブレンド型の授業や、子どもたちが積極的に学習を進めていけるようなアクティブラーニング・反転授業などに応用されている（野口2016；吉村2016）。

## （2）高等教育での活用

eラーニングを積極的に取り入れているのは、公教育を含む初等教育よりも高等教育（大学）・企業教育である。大学におけるIT化は教師のシラバス作成、学生の出席や成績管理、学生との連絡手段としての電子メールや、医学教育における手術のシュミレーションや通信教育学部の学習システムなど幅広い用途がある（松下 2018）。大学のeラーニングは、学生の学力をアップし、学士力保障につなげるための学び直し（リメディアル教育）（辻野 2009；小松川 2011；岩崎 2012；奈良ほか 2017）や、語学教育（家田ほか、2011）、資格取得をメインとした通信教育には欠かせない学習システムである。

しかし、eラーニングを続けるには、学生の主体性に依存するところが大きく、学習意欲の向上のための研究もなされている（小野ほか2009；児玉ほか2014；池上2015）。学習動機の維持には「学びながら意欲・関心を増大させていく仕掛けが必要（稲田ほか2017：126）」である。ステップアップしていく際に難しさを感じてもあきらめさせないよう、個々の学習者の能力に合わせられるシステム構築、質問を受けるチューターの導入、学習者自ら到達度を確認できる「確認テスト」などが提唱されている（富永ほか2014；稲田ほか2017；野寺2018；岩崎2018）。

日本の大学におけるeラーニングは、入学前に備えるべき学力アップ、欠席により授業への興味が失せることを予防し、ひいては授業からドロップアウトしないことを意図したものとなっている。このような使い方は、公教育における「わかる授業」にも共通するものであるといえる。さらに学びの多様性に対応できるよう、MOOC<sup>6)</sup>などに見られる近未来の学習の在り方において、その規模はより一層大掛かりなものとなりつつある（吉村2016；秦2015）。

## （3）不登校児童生徒の主な支援法とeラーニングの活用

不登校児童生徒支援では、学校と家庭との両面から捉えた支援を展開する必要があるとして、1991年に児童相談所の「引きこもり・不登校児童対策モデル事業」が開始され、メンタルフレンド（以下MF）の導入がなされた（酒井ほか 1999：177）。この訪問型支援からは「子どもの取り巻く現状が見えるため、適応指導教室につなぐ役目を果たすだけでなく、支援の方向性を定めるのに有効な方法である（伊勢ほか 2014：18）」とされ、教育での新たな試みとして訪問型支援を取り入れ、大学生が支援実践を担った（松木2007；松木2010；吉崎ほか2017）。年齢も近く、兄や姉の様な存在である大学生のMF活動は、登校を促すためのものではなく、遊びを通して子どもたちが自分の気持ちを話せるようになり、元気を取り戻すものであるとしている（大原ほか2004）。若い学生の訪問で関係性を作りながら子どもの心の支援を行う一方で、IT活用として電子メールを支援に取り入れる試みもなされていた（古屋2002；古屋2003；大川ほか2006）。古屋は、不登校児童生徒の中には、友達をつくることや人との関わりを持つことが苦手な子どもがおり、子どもから関係性を求めたときに、メールを読むことは柔らかな関係だとしている。さらにメールを書くということはカウンセリングの書記的方法であるとも述べている（古屋2002）。一方広瀬は、eラーニングには「顔の見える支援者の温かい励ましの言葉が不可欠（2010：55）」であり、支援を担う学生と不登校児童生徒の「顔の见えない両者

の関係は、おそらく学習動機と支援動機の双方のモチベーションに影響をおよぼしている(2010:50)」として、メールのやり取りのほかにお互いが会える機会も作っている。

### 3. 研究の方法

#### 1) 調査方法

教育委員会がeラーニングシステムを作成し、2003年の「特区事業」においてITを不登校支援に活用することを試みた自治体に対し、実際の状況に関する聞き取りについて依頼した。その上で、インタビュー調査を実施した。

調査は対面での聞き取りを2017年9月におこなった。インタビューガイドに、1) 不登校児童生徒の実態の把握方法・支援システム概略、2) 不登校児童生徒支援にeラーニングを活用した理由、3) 学習支援員のかかわりと子どもの変化、4) 学習に向かうきっかけ、5) 支援する子どもの特性と配慮する点、6) PC環境が無い家庭への対応、7) 効果の7つの質問を示し、半構造化面接を行った。聞き取りは、被調査者の勤務先に筆者が訪問して行った。聞き取り時間はひとりあたり約1時間から1時間半程度であった。調査の目的・研究の趣旨・質問に対する拒否の自由、データを用いるにあたって個人や所属が明らかにならないよう注意する旨を書面と口頭で説明し、同意を得てICレコーダに録音をした。そして、録音した音声データを逐語録に起こし分析した。

#### 2) 調査対象者の概要

調査対象は中部地方の人口10万人強のZ市の教育研究所に勤務する指導主事(男性、40代)と支援員(女性、40代)の2名である。Z市は、市内公立小中学校が16校の小規模な市である。不登校の数が増えてきたため、2005年よりITを活用した学校復帰事業に取り組み始めた。不登校児童生徒の数は各学校から報告される子どもの欠席日数により把握される。文科省の不登校定義<sup>7)</sup>に示される30日が基準になっており、地域内での不登校調査をしながら、支援会議を開きeラーニングを勧める等対応をしている。また、学校訪問をして数字には表れないが教師が気になる子どもたちの把握もする。その後子どもたちへの支援会議を経て、必要と判断された子どもには学校を通してeラーニングを紹介し、本人・保護者からの申し出を受けたのちに、認定をしてIDが通知され利用が可能となる。利用できる機械のうちの一つが教育研究所内に設置されている。両氏は、教育研究所にて適応指導教室などを含む不登校児童生徒の支援を担当している。

#### 3) 調査時期

2017年9月

#### 4) 分析の方法

分析では、調査方法において示した7項目の質問で得られたインタビューデータを、1) 不登校児童生徒支援にeラーニングを活用した経緯、2) 学習支援員のかかわりと効果、3) 支援する子どもの特性と配慮する点、4) eラーニングの活用における今後の課題、に整理した。本稿ではこれら4

項目について、データの記述と解釈を示し、そこから得られたストーリーの方向性を示すことで、今後構築を目指す理論の手がかりを示すことを試みた。

#### 5) 倫理的配慮

匿名性を重視することなどの諸条件を書面と口頭でインタビュー前に説明を行った。なお日本女子大学倫理委員会にて承認を得ている（課題番号：312号）。

### 4. 結果

「データに記述されている出来事に潜在する意味や意義（大谷2007：32）」を読み取りながら、理論のベースとなるインタビューデータを整理した。以下、不登校児童生徒支援にeラーニングを活用した経緯、学習支援員のかかわりと効果、支援する子どもの特性と配慮している点、そしてeラーニングの活用における今後の課題について表示する。

#### 1) 不登校児童生徒支援にeラーニングを活用した経緯。

引きこもっている子は、ほかの子ができること（学校へ行くこと等）が自分にはできない事を不安に思い、できない自分を責めている。不登校の日にちが経てばますます自分を責めて、追い込む。このように気持ちが閉じこもると活動場所も閉じる可能性がある。そのような外界を拒む子には機械的なものを使うこと、ITとう活動のやり方はマッチしていると思う。さらに、情報化時代の子どもは情報機器に抵抗がなく、使い方の理解も早い、ゆえにeラーニングはふさわしいと思われる。そして、eラーニングで達成感が得られると自己肯定感が生まれ、一步を踏み出せる。外とつながれない不登校の子どもにとって、家にいながら外につながる有効な手段であると思われる。

閉じこもっていても、義務教育最後の年である中学3年で進学か、あるいは就職して社会に出るかを決めなければならず、そこで自分を見つめなおし動き始めることが多い。なかには、まずはeラーニングから始めようという子もいる。eラーニングの良さとして、小中すべての学年の単元が入っている、つまり義務教育のカリキュラム全体を網羅しているため、自分のやりたいところ、できるところから始められる良さがある。担任は不登校の児童生徒になかなか会うことができないため、彼らのニーズに合った教材を準備することは難しい。その点eラーニングでは、子どもがやりたいと思うところを自己選択し自己決定することでニーズに合った学習ができる。今まで自分を追い込んできたという一面がある不登校児童生徒は自己決定をあまりしていないと感じる。彼らが未体験だった、「自分で選ぶ」ことや、「自分で決めた行為」に意味があり、自分の意思により進められることがeラーニングの良さだと思われる。

#### 2) 学習支援員のかかわりと効果

eラーニングの導入に至るには、子どもと保護者が興味を持ってくれることが第一条件であるが、子どもの「ちょっとやってみようか」という意思表示を、一步を踏み出すきっかけとして支援者がとらえられる事が大事である。子どもの意志をとらえて後速やかに利用が開始できるよう、早急に認可

を進める。また、IT学習支援員を配置しており、支援員は主にメールを使い支援をする。支援を開始する前に、自分がだれで何をする人かを本人に電話連絡で伝える。家庭訪問を学校担任に依頼したり、支援員が何度も連絡をしたりしてつながりを築き、引きこもる子どもの一歩となるようeラーニングの利用を促す。やがて利用がはじまり、子どもと支援員とのメールのやり取りも始まるが、子どもが学習の質問よりも自分の話をメールに綴ることもある。支援員はそれを批判せず受け止めながら、メールでの交流を進める。子どもの話に耳をかたむけるうちに、生活面での変化が見られるようになり、学習も積極的にできるようになる。

子どもはeラーニングを継続しつつやがて体験学習に参加し、保護者も親の会へ参加するようになり、親子で仲間を見つけると外界を意識し始める。そして子どもは自分自身（主に外観）にも気を配りだし、自主的に生活改善をし、減量をするなどの自己改革が始まる。その後再度人とつながることができ、人の輪に入っていき、その時点でIT学習からは離れ対面学習へ移行して学習を続ける。また進学にも積極的になり、自分自身の進路を決めていけるようになる。進学した後の在り方においても自己決定ができてくる。さらに支援者が、義務教育の枠を超えた継続的な支援を視野に入れ柔軟な対応をしていくことで、子どもたちとのつながりが継続し、子どもたちはさらに成長する。

一方、小学生のeラーニング利用は数少ないが、小学生でもメールの得意な子はある。ITを得意とする子がIT学習を選ぶこともあり、現在まで小学生であってもeラーニング利用上の支障はない。ただし、全体的な傾向として小学校低学年は応指導教室を選ぶ。

### 3) 支援する子どもの特性と配慮している点

人間関係をうまく築くことができない子が多い。その理由には、コミュニケーション能力の問題、そして生活リズムが崩れてしまうことで人間関係を築くことができない、という二つの理由がある。生活リズムの崩れとは、学校の生活リズムと自分自身の生活リズムがずれており、登校時間に間に合うように起きられないというもの等である。その状態が続いた結果、自分は他の生徒と一緒に普通の生活ができないと思うようになり、学校に行く事を諦めてしまう傾向がある。また、特別支援対象になるような子もいる。

しかし、人が苦手でもいつかは大勢の人がいる社会に出て人と関わらなければならない。そういった子が閉じこもるのではなく、社会という場に出るための第一歩を踏み出すきっかけづくりに、eラーニングはとても重要なツールとなっている。さらにeラーニング活用と並行し様々な「場」をつくる必要があると考え、体験活動も行っている。学習での助け合いはもちろん良い事であるが、料理作りや社会見学などの体験を通して子どもたちは互いに感化される。体験活動で子どもは影響しあい変化をもたらすほか、その子の中に眠っていた良さが体験活動中に現れ、学習だけでは出てこない子どもの姿が見えてくる。山登り体験をした時のこと、ある生徒は前日に在籍校の学校行事に参加することができた。しかしもう一つの居場所としての体験学習にぜひ参加したいと前日の疲れを押して参加した。また、他の生徒は、登山の途中具合が悪くなった子へ「荷物をもってあげる」と声をかけ、仲間を助ける様子が見られた。今まで友達を作れなかった子どもが、人と何かを一緒にやるという経験を通して友達をつくり、仲間となり、一緒にゲームをしたり笑い合ったりし始める。やがて仲間内で自分の感情を出せるようになり、自己表現ができるようになる。

いずれは社会に出て行かなければならないので、仲間の大切さを知り社会を意識できること、社会でみんなとやっていくことができる能力を身につけることが大事だと思い、仲間作りが苦手な子どもに仲間作りの「場」を提供している。

#### 4) eラーニングの活用における今後の課題

家にPC環境があることがeラーニング利用の前提だが、PC環境が無い家庭もあるため、今後はそのような家庭への貸与などの対策が必要だと認識している。だが現状は対応ができていない。

また、地域内にフリースペースがないため、子どもの集える場所でのeラーニング活用は、教育研究所内だけである。学校にいけない子どもたちが、心安らげる場所として公民館や図書館、文化センターを利用しているので、そこでの設置も必要と考えているが、現状は追いついていない。もし、フリースペースがあり、そこでもeラーニングができれば、居場所での楽しみが増えると考えられる。

eラーニングを子どもが利用したいと思った時にすぐに使えるように情報を提供するとともに、いつでも利用できるという準備をすることが大事である。子どもたちが「これをやりたい」というタイミング、変化しようとするタイミングで行動に移せるスムーズさが一歩を踏み出させる。その時に結局なにも手段がなく、どうしてよいかわからず「やっぱり無理だ」と後戻りさせないようにすることが重要である。

しかし、学校復帰・社会復帰と支援者が何か具体的な結果を出さなければということに縛られると、違った方向に行きかねない。学校に復帰することを効果とするのではなく、子どもたちの小さな変化、例えば、パソコンで問題を解くようになったというような些細なことを評価し、それを効果とみなして支援を継続していくことが大事である。不登校状態になるには様々な要因が絡んでいるため、eラーニングで学べば学校復帰ができるというような簡単な問題ではない。だからこそ、些細な変化を生み出したことが効果であるとして、継続していく事が大事である。学校復帰や社会的自立が難しいとされる子どもたちが、一歩踏み出すことの重さを認識する必要がある。彼らが起こした小さな行動変化は、それ自体がとても意義のある前進だと認識して支援を続けること、また、支援でうまくいかなかったことも認めた上で、支援自体にも意義があると教育行政が認めて、継続していけるようにすることである。

### 5. 考察

#### 1) 不登校児童生徒の自立のきっかけ

特に不登校初期のころは活動が鈍り、現実世界との接触の拒否が見られ、対人関係場面での困難や「生活リズムが乱れたり活動性がとても低い状態（山下ほか 2014：55）」の中で、子どもは学習の遅れを認識し、早期に取り戻したいと焦り自信を得たいと考えがちである（藤本ほか 2004：175）。そこで非同期型eラーニングを利用すれば、「場所と時間を気にせず『学びたいことを学びたいだけ』学べる（桑川ほか 2012：32）」つまり自分のペースで学習ができる。学習という「目先の問題意識」から取り組みなおし、できたという実感を経て「『自立させるための力』へと学習意欲を質的に変化（藤本ほか 2004：175）」していくものと思われる。

また、学習のきっかけには、進学という重要なポイントもあった。学習の科目や単元を決めてeラー

ニングを利用するという小さな選択から、義務教育後の未来を決めるという自己決定につながっていく。だがもし、社会的自立のため「進路の問題を特に重視（江澤 2006：84）」したら、結局のところ学校復帰を目標としていることにならないだろうか、この点は注意すべきであると思われる。不登校児童生徒の将来の姿を思い描き、社会的自立を見据え子どもの変化を十分にとらえ、意思を尊重して進学支援を進めるべきであろう。

## 2) 学習支援員との関係構築を通じた心のケアと学習のケア

PC環境が整っていれば一定の手続きをして、利用できるeラーニングは、家にこもっている子どもにとって、家に居ながらにして学習が行えるという最大のメリットがある。また、学習内容は小中学校のすべてが網羅されているため、その子どもが理解しているレベルから開始することができ、学び直しが可能である。さらに子どもが自分に都合の良い時間帯を選んで学習を行うことができる。まさにeラーニングのメリットを十分に使うことができる（竹口 2016；富永ほか 2014）。また、様々な理由で人との関わりを一時的に断っている不登校状態の子どもにとって、機械的無機質さが良いといった、学習のしやすさに結び付いているが、非同期型のデメリットとして本人任せでは継続が難しい点がある。そのため、子どもたちに学習支援システムとして紹介するだけではなく、学習開始を促し、継続的にeラーニングで学べるように学習支援員を配する必要がある。支援員とのやり取りには子どもが読みたいときに読める、『『やわらかな』構造になっている（古屋 2002：173）」電子メールが効果的である。また、支援員の役割は単に学習支援だけでなくMFとしての要素が必要で、人間関係を再度構築できるようにし（酒井ほか 1999）、受容的な関わり（山下他 2014）に徹し、学校復帰を目標に掲げず、子どものペースでその子の自立を意識した支援を行うことで、子どもは自ら学習意欲を高め生活リズムを整えていく。また、子どもが自分の将来を考える時期、義務教育からの卒業と高校進学も一つのポイントとなる。その時期に「主体的に活動するような関わり（山下ほか 2014：60）」をしながら、子どもが進路を選んでいけるように支えていくことが大事である。

「心のケア」「学習のケア」の枠組みから述べると、支援員が電話でコンタクトをとりeラーニング開始を促す時期、メールのやり取りが始まりありのままの子どもを受け止めていく期間は「心のケア」が中心であると考えられる。批判せずに子どもを受け入れ十分な時間が経過し、子どもが一步踏み出す勇気をもつと、学習の意欲が出てくる。そのタイミングで子どもは「学習のケア」としてのeラーニングを利用し始め、さらに学習の継続をする。eラーニング利用で学習の遅れの不安が軽減すると学習の自信に変わる。この段階でさらに支援員が電子メールでの子どもの変化を受け止めつつ、「心のケア」も続けることで、子どもは『『目先の問題意識』から『自立するための力』へと学習意欲を質的に変化させる（藤本ほか 2004：175)」。不登校児童生徒の「心のケア」が重視されると「学習のケア」を忘れがちである（同2004）が、状況を見極めてその時の子どもの状態に応じて、バランスよくどちらのケアも行うのが重要であり、双方の支援を受け自立を意識し始めた子どもは、人との関係性の再構築へと進んでゆく。

## 3) 安心できる場の保障

山下ら（2014）の提唱するように、まず学習支援員とはどんな人なのか、心理的な距離感を図りな

がら、電子メールのやり取りが開始される。支援員のかかわりとしては、子どもに促しをしても学習の強制はしない。なおかつ受容的に関わりつつ、子どもへの積極的な関心を持っていく。これは学習支援が単に教科教育を保障するのではなく、自尊心をとりもどして人間関係を再構築するように、子どもにそれぞれの居場所を保障するものだと示す。つまり、「安全が確保された環境の中で自尊心を取り戻し、多様な他者との関係性を回復・構築する場の提供であるといえよう（土岐 2017：126）」。

他者との交流が再開されるとeラーニングは継続されないという点は筆者の予想に反していた。しかしZ市では、長年の経緯からeラーニングを「閉じこもる子どもの一歩を踏み出すツール」と言い得ていたのかもしれない。また、非同期型のデメリットには質問が即座にできないことがある。また、「教員が学習者の目の前で授業を行い、学習内容に躓きそうになった場合に助けてくれる同じ学習者が教室内に存在（竹口 2016：326）」しないのである。対面授業ではこのデメリットが解消され、安心して学習ができより理解が深まるのだろう。また、調査をした自治体の規模が小さく回線も少ない事を知っているため、外とつながれた子どもの自主的な辞退がなされるのかもしれない。

不登校児童生徒が往々にして抱えている、子どもの特性による仲間とのコミュニケーションの問題や対人関係のトラブルは、障がいの有無に関わらず成長する過程で小学校高学年・中学生で表面化することも多くあるので、自己防衛機制として不登校を捉え、子どもが自分の発達課題について何を作り直そうとしているのかを探る視点（松永 2012）と、不登校は「悪い事」ではないという認識をもち、その子の特性を十分に理解した支援が必要である。山下ら（2014）によると、子どもがMFに慣れた時期から安心できた時期に、意識が徐々に外に向き、外出ができるようになり、さらに進んで学習に取り組み、対人関係の広がりが増えていくと示されているが、eラーニング学習でも支援員と子どもが同様のプロセスを経ている。自分が受け入れられると安心し、外の世界を意識しはじめ自己改革をはじめ。さらに体験学習という外出のチャンスを得ることで、仲間との関係を再構築していく。

#### 4) 支援者によるeラーニングの意義の認識の重要性

経済的な困難を抱えている家庭の子どもたちはオルタナティブな教育機関においても居場所を見つけれない（土岐2017）、そのような子どもたちのセーフティーネットにもなれるようなeラーニングの在り方を検討すべきであろう。また、子どもたちが一歩を踏み出すとき多様な選択肢があることが望ましい、そのためにeラーニングが一つの選択肢として準備されていることを、今以上に周知する必要がある。さらに、eラーニングを選択した子どもたちがスムーズに利用を開始し、学習の継続ができるように、メールを通して「心のケア」を担いつつ、「学習のケア」をすることができる支援員の配置が必要である。

しかし、eラーニングの利用に至り学習をすること自体が求める結果ではないこと、まして学校復帰が最終目標でないことを、支援者はしっかりと認識すべきである。子どもがその子どものペースで自身の生活を取り戻す中で、現れてきた小さな変化をしっかりと評価することが大事である。その変化こそが効果であると認め、支援自体の意義を教育行政が認めてシステムを含めた支援を継続していくことが課題となる。

## 6. 結論

調査の結果、eラーニングには、子どもが自分にあった時間帯と場所とレベルから取り組めるメリットがあり、支援員を配し子どもを学習面だけでなく心理面から支えるならば、eラーニングは不登校児童生徒への学習支援システムとして効果的であると結論できた。Z市は、eラーニングの活用を始めた当初は学校復帰を目標にしていた。しかし、文科省の不登校児童生徒の捉え方や支援方針の変遷を市の方針へ反映させ、学校復帰という目先の目標に固執することなく、個々の子どもを理解し小さな変化を効果として認めるといった姿勢が、より一層効果を高めたと考えられる。

Z市のように既存の学習支援システムを周知させ、子どもが学習したいというときにすぐに使えるような体制を整え、学習の機会を得やすいようにしていくことは重要であると考え。また、教師の子ども理解という視点からは、広瀬(2010)が提案するように、学習支援員の役目を教育学部の大学生に託すことで学生たちが教職に就く前から不登校児童生徒と関わることも大切である。また、まさにMFのような学習支援者の存在があれば、さらに子どもたちがeラーニングを利用しやすくなると考える。また、eラーニング活用においてもSSWrの不登校支援と支援員の学生が協働するなど、連携をすすめることも子どもたちの学習の機会保障につながると考える。

## おわりに

このたびの調査のきっかけとなったのは、不登校児童生徒が学習をしたいときに、その自治体にeラーニングシステムがあるにもかかわらず、筆者がSSWrとして行った支援では紹介することが少なく、手続きや継続のむずかしさを感じたことにあった。文科省の問題行動調査においても、eラーニングシステムを活用した児童生徒の人数は表示されているものの、システムを導入した教育委員会の数は示されていないこともあり、どれだけの教育委員会がeラーニングシステムを利用しているかを把握するところから調査が難航している。その点から、本稿では中規模・大規模都市における活用に関及することにおいて限界がある。調査の範囲や手順に吟味を加えるとともに、さらにはSSWrがそのためにどのような役割を果たすことができるかにも言及したい。本稿はそのためのパイロット的な一歩である。

教育機会確保法の基本理念には、「その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること」とあり、学校に行く事の絶対性は未だに強調されているように思われる。今後もeラーニングの効果的な活用を考察し、不登校の子どもたちの学習権をいかに守るかについて検討を重ねたい。

## 謝辞

調査依頼を快諾下さり、協力をいただいたZ市教育研究所所長、職員の方々に厚く御礼を申し上げます。

(注)

- 1) 文科省が毎年行う調査。不登校に関しては、小中学校における長期欠席状況調査として1966年(昭和41)年から調査をしている。2017年(平成29)年度調査結果は2018年10月に発表された。
- 2) 問題行動調査においてもeラーニングを活用している自治体総数は示されていないため、確たる判断はしかねるが、不登校児童生徒の総数からすると利用は多くないと言えよう。
- 3) 2016年12月に定められた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」
- 4) 学校教育法第一条に規定する学校であるが、本論においては義務教育の範囲とする。
- 5) 学校不適応調査研究協力者会議報告 1992年(平成4年)「登校拒否(不登校)について」
- 6) Massive Open Online Courseの略。無料の大規模なオンライン大学講座。
- 7) 不登校の定義として文科省は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しているが、「教育機会確保法」における用語の定義では「30日以上」という日数の記載はない。

文献

- 安達一寿・山川博・堀口秀嗣ほか(2007)「小学校への普及を目指したeラーニングに関する実践研究」日本教育情報学会年会論文集(23) 90-93
- 海老島宏(2008)「不登校と引きこもり」教育と医学 56(4) 328-337
- 江澤和雄(2006)「不登校の問題から見た義務教育の当面する問題」レファレンス 56(7) 76-93
- 藤本英彦・益子典文・上綾子ほか(2004)「『学習のケア』による再登校支援を可能にする学習コンテンツの設計と開発」日本京尾育工学会研究報告集 4(2) 171-178
- 藤田武志(2015)「不登校数の増減をどう見るか—学校の聖性説を再考する—」日本女子大学紀要 26 41-57
- 古屋雅康(2002)「不登校児とのつながりを求めて—電子メール相談による不登校児支援の実践を通して」現代のエスプリ(418) 170-178
- 古屋雅康(2003)「電子メール相談による不登校児支援の実践」月刊学校教育相談 17(1) 34-37
- 秦隆博(2015)「eラーニングにおける最新動向について—上—」日本データ通信 204 13-16
- 広瀬隆雄(2010)「不登校の子どもの学習支援をめぐる動きについて」桜美林論集 心理・教育学研究 1 43-58
- 本城秀次(2014)「不登校引きこもり—その実態と対策—」教育展望 60(5) 654 16-20
- 堀田達也・高橋純(2005)「キーボー鳥アドベンチャー：検定機能を実装した小学生向け日本語キーボード入力学習システムの開発と評価」日本教育工学論文誌 29(3) 329-338
- 家田章子・副島智子(2011)「Moodle を利用した高校における学習支援の試み—外国につながる生徒の日本語および教科支援—」桜美林大学言語教育論叢 7 163-174
- 池上真人(2015)「eラーニングにおける学習意欲に関する研究—プログラム受講中の学習意欲の変化に焦点をあてて—」言語文化研究 34(2) 1-20
- 稲田真理子・池口真梨子(2017)「eラーニング学習を円滑に進める『到達度確認シート』試論—チェック式/記述式シートの有用性の比較」同志社図書館情報学(27) 115-133
- 伊勢真理絵・中野靖彦(2014)「不登校支援の現状と展望」愛知淑徳大学論集 教育学研究科篇 4 15-27
- 岩崎千晶(2018)「高等教育におけるICTを活用したライティング支援の方法—次世代を担うライティングセンターの学習環境を考える—」関西大学高等教育研究 9 27-36
- 岩崎光伸(2012)「近畿大学における入学前後eラーニングリメディアル教育の役割」リメディアル教育研究 7(1) 37-41
- 神田明延(2012)「eラーニングの理論的・実践的背景の変遷(言語教育を中心に)」リメディアル教育研究 7(2) 196-204

- 刈宿俊文 (2002) 「不登校児への学習支援—情報が生み出す学習環境を考える (2)」教職研究 31 (1) 98-102
- 小林道夫 (2006) 「eラーニングによる学校教育の可能性と課題」神奈川大学心理・教育研究論集 25 45-50
- 児玉俊介・巽靖 (2014) 「学習意欲に応じたeラーニングによる学習支援に関する考察」東洋大学「経済論集」39 (2) 29-36
- 小松川浩 (2011) 「リメディアル教育でのeラーニング活用」リメディアル教育研究 6 (2) 101-102
- 工藤正孝・神居孝・武藤健一ほか (2015) 「学校制度の枠を超えた不登校・引きこもり児童生徒への支援～スペース・イオの学習支援体制構築に向けた試行期の取り組み～」秋田大学教育文化学部研究紀要 教育科学部門 70 143-148
- 桑川栄一・宇田隆幸 (2012) 「児童向けeラーニング教材の継続性と発展性」近畿大学工業高等専門学校研究紀要 6 31-35
- 桑川栄一・宇田隆幸 (2013) 「児童向けeラーニングコンテンツの表現についで考察」近畿大学工業高等専門学校研究紀要 7 41-46
- 松木健一 (2007) 「<省察的実践力>を育む福井大学の先駆的取り組み—ライフパートナー活動に見る地域との協働入力による教員養成—」BERD 10 24-27
- 松木健一 (2010) 「16年目を迎えた大学生の不登校・発達障害児への支援事業 (ライフパートナー)」教師教育研究 3 225-228
- 松永邦裕 (2012) 「発達段階に応じた不登校の子どもへの支援 —子どもの発達における内的・外的環境の力動的関係の視点から—」福岡大学研究部論集 B 社会科学編 5 23-27
- 松下毅彦 (2018) 「大学教育におけるeラーニングの展開—導入の先に目指すもの—」広島大学高等教育研究開発センター大学論集 50 193-208
- 村瀬康一郎・加藤直樹・井上志朗ほか (1999) 「通信ネットワークによる遠隔学習システムの開発 (1)」教育情報学会論文集 15 72-73
- 村瀬康一郎・加藤直樹・伊藤宗親 (2000) 「通信ネットワークによる遠隔学習システムの開発 (2)」教育情報学会論文集 16 118-119
- 奈良雅之・土井徹・竹田浩樹ほか (2017) 「目白大学岩槻キャンパスにおける学習支援プロジェクトの試み」目白大学高等教育研究 23 91-96
- 野寺綾 (2018) 「学習の振り返りがeラーニングの受講パタンの変化に及ぼす影響」福山大学人間科学部紀要 18 67-75
- 野口義栄 (2016) 「学校教育におけるICT活用とその効果」姫路日ノ本短期大学紀要 38 61-68
- 小野裕次郎・牧村信之・栗原隆史ほか (2009) 「eラーニングにおける学習意欲向上方法の研究」十文字学園女子大学社会情報論叢 13 129-139
- 話題提供者：大原榮子・黒柳諭・山岡美和ほか (2004) 「不登校児への支援の在り方について考える」自主シンポジウム 34 日本教育心理学総会研究発表論集 46 (0) 84-85
- 大原榮子・永井靖人 (2007) 「メンタルフレンドと学習支援ボランティアとのコラボレーションによる不登校生徒への支援の効果—変化を見せた支援事例研究から—」金城学院大学大学院人間生活学研究科論集 7 1-7
- 大川尚子・野谷昌子・鍵岡正俊ほか (2006) 「学生の学習支援システムの構築Ⅱ—電子メールによる不登校児童生徒支援—」関西女子短期大学紀要 15 13-20
- 大谷尚 (2007) 「4ステップコーディングによる質的データ分析手法SCATの提案—着手しやすく小規模データにも適応可能な理論化の手続き—」名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 (教育科学) 54 (2) 27-44
- 王美玲 (2013) 「フリースクールの展開と不登校特区のカリキュラム」やまぐち地域社会研究 11 15-26
- 齊藤万比古 (2006) 「不登校の児童・思春期精神医学」金剛出版
- 酒井朗・伊藤茂樹・井順子 (1999) 「メンタルフレンド (ふれあい心の友) —不登校児に対する援助の新しい試み—」日本教育社会学大会発表要旨収録 51 177-182
- 澤京子・栗本美百合・市米百合子ほか (2018) 不登校支援実践報告—付属学校へのサポートプログラム (学生派遣及

- びサテライト教室) —奈良教育大学次世代教育養成センター研究紀要 4 179-183
- 鈴木眞雄・永井靖人 (2005) 「不登校・別室登校児童生徒の学習をいかに支援するか」愛知教育大学教育実践総合センター紀要 8 237-244
- 高井信行 (2006) 「eラーニングで引きこもり不登校児童・生徒の学校復帰を支援」月刊LASDEC 36 (7) 16-20
- 竹口幸志 (2016) 「インターネット学習環境下における学習者支援方策」鳴門教育大学研究紀要 31 321-330
- 土岐玲奈 (2017) 「多様な教育機会の確保と学習権保障—高校教育との比較」千葉大学教育学部研究紀要 65 119-128
- 富永敏子・向後千春 (2014) 「eラーニングに関する実践的研究の進展と課題」教育心理学年報 53 156-165
- 辻野孝 (2009) 「リメディアル教育におけるeラーニングの可能性」京都光華女子大学短期大学部紀要 47 163-174
- 内田良子 (2017a) 「登校拒否・不登校と『不登校対策法』をめぐる」社会臨床雑誌 25 (1) 30-48
- 内田良子 (2017b) 「不登校が国家に管理・統制される時代」季刊福祉労働 154 73-81
- 山口直子 (2010) 「不登校支援への視点」近畿大学臨床心理センター紀要 3 121-127
- 山下拓郎・竹内珠美・高野啓子 (2014) 「訪問相談員による不登校の子どもへの支援委関する研究—意欲の高まり, 活動性や対人関係の広がり—」大分大学教育福祉科学部附属教育実践総合センター紀要 32 49-64
- 吉村作治 (2016) 「日本におけるeラーニングの現状と展望」東日本国際大学研究紀要 21 (1) 53-63
- 吉崎聡子・豊島秋彦 (2017) 「弘前大学教育学部におけるフレンドシップ事業の概要と意義—不登校支援活動を事例として—」弘前大学教育学部紀要 118 189-196

Study in utilization of e-learning in educational support for children with school refusal

CHUJO Keiko, MINAMINO Natsuko

**Abstract**

This paper considers whether e-learning will be an effective learning support system for students not attending school. According to the survey by the Japanese Ministry of Education, the number of students not attending school, who are provided with e-learning services, is not large. The author interviewed municipal officers at one city where e-learning system is already implemented to support such students. The result showed that two points are important in supporting students and to make it possible for them to rebuild relationships with others. Firstly, providing students with both “emotional care” and “learning care” in a properly balanced way, by communicating via e-mail was critical. Secondly, supporting students in fostering a long-term prospect on the self-reliance, rather than to urge hastily to go back to school. I conclude that e-learning with the help of understanding support students, can be a useful learning support system for students not attending school.

**Keywords** : students not attending school, e-learning, (IT) learning supporter, e-mail